

令和6年度 第1回不妊治療支援検討会

日時：令和6年7月9日（火）

15:00～16:30

場所：兵庫県2号館5階庁議室

1 開 会

2 委員の紹介 資料1～3

3 挨拶

4 議 事

(1) 令和6年度不妊治療支援検討会の開催について

① 中間報告書（提言）への対応状況 資料4

② 令和6年度検討会のスケジュール 資料5

(2) 不妊症対策推進条例（仮称）の制定について

① 制定の考え方 資料6

② 意見交換

5 第2回検討会について

6 閉 会

令和6年度 第1回不妊治療支援検討会 出席者名簿

資料1

【委員等】

区分	所属	職名	氏名	出欠
医療	兵庫医科大学	名誉教授(産婦人科医)	柴原 浩章	○
	神戸大学医学部附属病院	講師(腎泌尿器科医)	千葉 公嗣	
	英ウィメンズクリニック	理事長	塩谷 雅英	
関係団体	兵庫県医師会	常任理事	大門 美智子	○
行政	兵庫労働局	雇用環境・均等部 部長	廣瀬 真理	○
	神戸市	こども家庭局 部長(医務担当)	三品 浩基	○
	赤穂市	市長	牟禮 正稔	○(web)
当事者	NPO法人Fine	理事長	野曾原 誉枝	○(web)
企業	株式会社デンソーテン	コーポレート本部 人事部 人事室長	池上 有紀	○
	伊福精密株式会社	総務部 部長	伊福 照恵	○
大学	兵庫県立大学	教授(母性看護学)	工藤 美子	○
オブザーバー	浜松医科大学	地域家庭医療学講座 教授	井上 真智子	○(web)
計				10

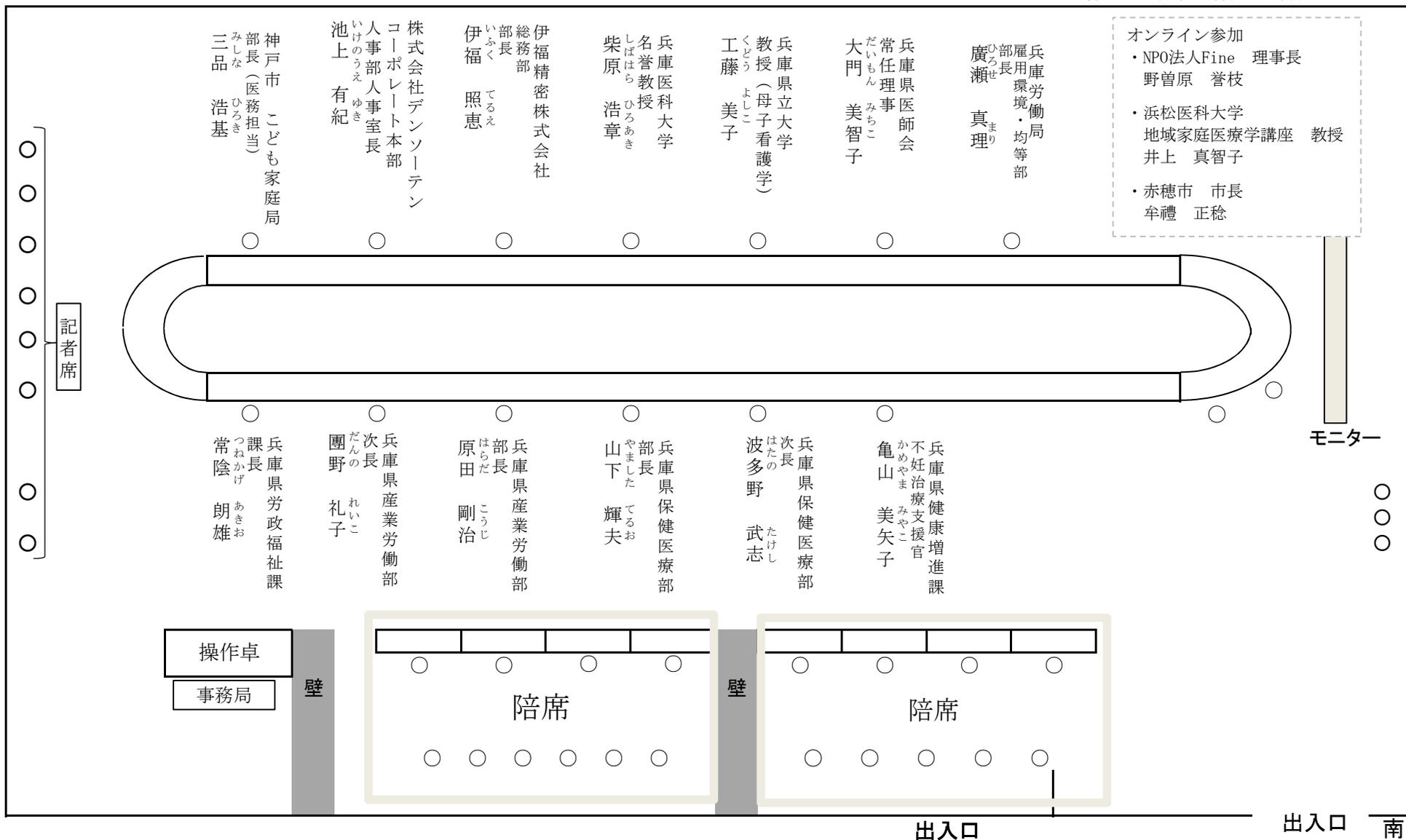
【事務局等】

区分	所属	職名	氏名	備考
陪席	兵庫県商工会議所連合会	総務部次長 総務チーム長	佐々木 章生	
	兵庫県商工会連合会	事業部長	小林 賢一	
	兵庫県経営者協会	常務理事・事務局長	長尾 泰明	
	神戸経済同友会	常務理事・事務局長	岩倉 是広	
	兵庫県中小企業家同友会	理事・事務局長	河野 貴司	
	ひょうご産業活性化センター	経営推進部長	足立 宰	
	ひょうご産業活性化センター	創業推進部次長兼事業課長	平野 謙	
	ひょうご仕事と生活センター	業務課長	福田 浩司	
	県民生活部男女青少年課	男女共同参画班長	田中 由起子	
	教育委員会体育保健課	保健安全・食育班主幹(保健安全担当)	平澤 郁子	
	兵庫労働局	雇用環境・均等部 指導課 指導課長	田中 肇	
	神戸市	こども家庭局家庭支援課 課長	小澤 恵	
事務局	保健医療部	部長	山下 輝夫	
	保健医療部	次長	波多野 武志	
	保健医療部健康増進課	課長	稲岡 由美子	
	保健医療部健康増進課	不妊治療支援官	亀山 美矢子	
	保健医療部健康増進課	保健・栄養指導班主幹(不妊治療支援担当)	谷 圭祐	
	保健医療部健康増進課	副主任	田野 元規	
	保健医療部健康増進課	主事	居内 茜	
	産業労働部	部長	原田 剛治	
	産業労働部	次長	團野 礼子	
	産業労働部労政福祉課	課長	常陰 朗雄	
	産業労働部労政福祉課	勤労者福祉班長	長谷 玲子	
	産業労働部労政福祉課	副主任	戸川 貴博	

第1回 不妊治療支援検討会 配席図

資料 2

会場：2号館5階 庁議室 北



不妊治療支援検討会設置要綱

(目的)

第1条 生殖補助医療は、令和4年度から保険適用になり、先進医療との併用が認められた。県では令和6年度から先進医療に対する治療費を回数制限なしで助成するほか、若い世代に対するプレコンセプションケアの推進や不妊治療と仕事の両立に向けた職場環境づくりなど、関係者が連携しながら不妊治療支援対策を進めている。

このような中、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を継続的に推進するための枠組みの構築に取り組み、兵庫県における不妊治療対策の基本方針及び関係者の責務を明確にする必要がある。

そこで、子どもを持ちたいと望む方が安心して適切な時期に不妊治療を受けることが出来る環境整備対策等を協議するための検討会を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 不妊治療に係る現状と課題
- (2) 課題解決に向けた対応

(組織)

第3条 検討会は、別表に定める委員で組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理するとともに、検討会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(検討会)

第4条 検討会は事務局が招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない事情により検討会が開催できないと会長が認める場合、会長は個別に意見を聴取し、検討会の開催とすることができる。

(謝金)

第5条 委員、又は会長が必要と認めた委員以外の者が、検討会に係る職務に従事したときは、次のとおり謝金を支給する。

- (1) 会長 15,500円(日額)
- (2) 委員 12,500円(日額)

(旅費)

第6条 委員、又は会長が必要と認めた委員以外の者が、検討会及び検討会に係る職務を行うために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、保健医療部健康増進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

第3条第1項に規定する委員は次のとおりとする。

	所 属	役 職	氏 名	備 考
医 療	兵庫医科大学	名誉教授 (産婦人科医)	柴原 浩章	
	神戸大学医学部附属病院	講師 (腎泌尿器科医)	千葉 公嗣	
	英ウィメンズクリニック	理事長	塩谷 雅英	
関 係 団 体	兵庫県医師会	常任理事	大門 美智子	
行 政	兵庫労働局 雇用環境・均等部	部 長	廣瀬 真理	
	神戸市こども家庭局	部長（医務担当）	三品 浩基	
	赤穂市	市 長	牟禮 正稔	市長会推薦
当 事 者	NPO 法人 Fine	理事長	野曾原 誉枝	
企 業	伊福精密株式会社	総務部部长	伊福 照恵	
	株式会社デンソーテン	コーポレート本部 人事部人事室長	池上 有紀	
大 学	兵庫県立大学	教授 (母性看護学)	工藤 美子	

現 行

不妊治療支援検討会設置要綱

令和 5 年 6 月 20 日
令和 5 年 7 月 3 日一部改正

(目的)

第 1 条 生殖補助医療は、令和 4 年度から保険適用になり、先進医療との併用が認められた。県では令和 3 年度から、独自で不妊治療ペア検査事業を開始するとともに、シンポジウムを開催し男性不妊治療への理解促進、不妊治療を進めやすい職場環境づくりの推進を図っている。

しかしながら、不妊治療への理解不足、産科医療機関の待合室等の環境、治療費の負担等、不妊治療を推進する上で様々な課題が推測される。

そこで、不妊治療における課題を明確にし、子どもを持ちたいと望む方が安心して適切な時期に不妊治療を受けることが出来る体制整備対策等を協議するための検討会を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 不妊治療に係る現状と課題
- (2) 課題解決に向けた対応

(組織)

第 3 条 検討会は、別表に定める委員で組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理するとともに、検討会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(検討会)

第 4 条 検討会は事務局が招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない事情により検討会が開催できないと会長が認める場合、会長は個別に意見を聴取し、検討会の開催とすることができる。

(謝金)

第 5 条 委員、又は会長が必要と認めた委員以外の者が、検討会に係る職務に従事したときは、次のとおり謝金を支給する。

- (1) 会長 15,500 円 (日額)
- (2) 委員 12,500 円 (日額)

(旅費)

第 6 条 委員、又は会長が必要と認めた委員以外の者が、検討会及び検討会に係る職務を行うために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例 (昭和 35 年兵庫県条例第 44 号) の規定により旅費を支給する。

(事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、保健医療部健康増進課に置く。

改 正 後

不妊治療支援検討会設置要綱

令和 5 年 6 月 20 日
令和 5 年 7 月 3 日一部改正
令和 6 年 5 月 28 日一部改正

(目的)

第 1 条 生殖補助医療は、令和 4 年度から保険適用になり、先進医療との併用が認められた。県では令和 6 年度から先進医療に対する治療費を回数制限なしで助成するほか、若い世代に対するプレコンセプションケアの推進や不妊治療と仕事の両立に向けた職場環境づくりなど、関係者が連携しながら不妊治療支援対策を進めている。

このような中、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を継続的に推進するための枠組みの構築に取り組み、兵庫県における不妊治療対策の基本方針及び関係者の責務を明確にする必要がある。

そこで、子どもを持ちたいと望む方が安心して適切な時期に不妊治療を受けることが出来る環境整備対策等を協議するための検討会を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 不妊治療に係る現状と課題
- (2) 課題解決に向けた対応

(組織)

第 3 条 検討会は、別表に定める委員で組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理するとともに、検討会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(検討会)

第 4 条 検討会は事務局が招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない事情により検討会が開催できないと会長が認める場合、会長は個別に意見を聴取し、検討会の開催とすることができる。

(謝金)

第 5 条 委員、又は会長が必要と認めた委員以外の者が、検討会に係る職務に従事したときは、次のとおり謝金を支給する。

- (1) 会長 15,500 円 (日額)
- (2) 委員 12,500 円 (日額)

(旅費)

第 6 条 委員、又は会長が必要と認めた委員以外の者が、検討会及び検討会に係る職務を行うために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例 (昭和 35 年兵庫県条例第 44 号) の規定により旅費を支給する。

(事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、保健医療部健康増進課に置く。

現行

(補則)
第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

附則
(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

別表（第3条関係）

第3条第1項に規定する委員は次のとおりとする。

	所属	役職	氏名	備考
【委員】				
医療	兵庫医科大学	主任教授 (産婦人科医)	柴原 浩章	
	神戸大学医学部附属病院	講師 (腎泌尿器科医)	千葉 公嗣	
	兵庫県産科婦人科学会	会長	山崎 峰夫	
	兵庫県泌尿器科医会	会長	岡 伸俊	
	英ウィメンズクリニック	理事長	塩谷 雅英	
	中村産婦人科 木内女性クリニック	勤務医	加藤 容子	
関係団体	兵庫県医師会	常任理事	大門 美智子	
	兵庫県看護協会	(助産師)	松本 豊美	兵庫県不妊 専門相談 相談員
行政	兵庫労働局	雇用環境・均等部 指導課長	鳥海 晃司	
	神戸市	こども家庭局部長 (医務担当)	三品 浩基	
	赤穂市	市長	牟禮 正稔	市長会推薦

改正後

(補則)
第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

附則
(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

附則
(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

(要綱の失効)

1 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

第3条第1項に規定する委員は次のとおりとする。

	所属	役職	氏名	備考
【委員】				
医療	兵庫医科大学	主任教授 (産婦人科医)	柴原 浩章	
	神戸大学医学部附属病院	講師 (腎泌尿器科医)	千葉 公嗣	
	削除			
	削除			
	英ウィメンズクリニック	理事長	塩谷 雅英	
	削除			
関係団体	兵庫県医師会	常任理事	大門 美智子	
	削除			
行政	兵庫労働局	雇用環境・均等部長	廣瀬 真理	
	神戸市	こども家庭局部長 (医務担当)	三品 浩基	
	赤穂市	市長	牟禮 正稔	市長会推薦
当事者	NPO 法人 Fine	理事長	野曾原 誉枝	
企業	伊福精密株式会社	総務部 部長	伊福 照恵	
	株式会社デンソーテン	コーポレート本部 人事部人事室長	池上 有紀	
大学	兵庫県立大学	教授 (母性看護学)	工藤 美子	